

Ⅲ 対策

1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

市行動計画においては、国内発生早期と国内感染期を市内発生段階における対策を考慮する上で分類し、未発生期、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、小康期の6つの段階に分類します。

各段階の移行については、必要に応じて国と協議のうえで道が判断することとしており、士別市においては、各段階に応じて市行動計画で定められた対策を実施することになります。

(2) 緊急事態宣言について

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、緊急事態宣言を行い、必要な措置を講ずるとされています。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて市長は、市行動計画で定めるところにより、直ちに市対策本部を設置し、対策について国や道と十分に協議しながら対応します。

《発生段階》

	(国)	(道・市)	状 態
発 生 段 階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

2 各段階における対策

【2-1 未発生期】

2-1 未発生期

状態： 1 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウィルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1 発生に備えて体制の整備を行う。 2 国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方： 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず行動計画等を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して、市民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行います。 3 国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

(1) 実施体制

ア 市行動計画等の作成

市は、特措法および政府行動計画に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務継続計画の策定を行い必要に応じて見直していきます。

〔全庁〕

イ 体制の整備および国、道との連携強化

(ア) 市は、市行動計画のほか、業務継続計画について市連絡会議等を通じて関係職員に周知を図るとともに、発生時に備えた行動実施手順(マニュアル)を作成します。

〔全庁〕

(イ) 市は、名寄保健所などの関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施します。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

(ア) 市は、国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、鳥インフルエンザ等の動物間での感染やそれらの人への感染状況等に関する国内外の最新の情報を収集します。〔総務部、保健福祉部、市民部〕

(ウ) 市は、市内の養鶏、養豚施設等の情報把握に努めます。〔経済部〕

* 主な情報収集源 *

世界保健機関（WHO）、内閣官房、厚生労働省および関連機関、国立感染症研究所、農林水産省および関連機関、道、北海道感染症情報センターなど。

イ 調査、研究

市は、必要に応じて、国、道が行う調査、研究に協力するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう、職員の研修や市町村間との連携等体制整備を図ります。〔関係部〕

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

(ア) 市は、ホームページや広報、チラシなど各種広報媒体を活用し、新型インフルエンザ等（鳥インフルエンザ等の動物間での感染についても含む）に関する基本的な情報や発生した場合の対策などに関する情報提供を継続的に行います。

〔総務部、保健福祉部、経済部、市民部〕

(イ) 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。〔保健福祉部〕

イ 体制整備

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるために士別市保健福祉センターに相談窓口（コールセンター）を設ける準備を進めます。

〔保健福祉部〕

(イ) 市は、道や関係機関等とメールや電話を利用して、さらに可能な限りの担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築します。

〔保健福祉部〕

【2-1 未発生期】

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含めた利用可能な複数の媒体、機関を利用する）、情報の受取手側の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行います。〔総務部、保健福祉部〕

(エ) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当を中心とした広報担当チームの設置の準備を進めます。〔総務部、関係部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

(ア) 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を全段階において普及します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、市民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、道の^{*10}「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。〔保健福祉部、関係部〕

(ウ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。〔関係部〕

イ 地域対策、職場対策

(ア) 市は、地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

《用語解説》

*10 帰国者・接触者相談センター：発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

【2-1 未発生期】

(イ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。〔関係部〕

(5) 予防接種

ア 特定接種

(ア) 基準に該当する事業者登録への協力

- a 市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。〔保健福祉部、総務部〕
- b 市は、道の特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等の事業者に対する登録作業に係る周知に協力します。〔保健福祉部、総務部〕
- c 市は、特定接種の対象となる本市職員を把握し、国の要請に応じて集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します。〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 住民接種

(ア) 市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえてワクチン需要量を把握します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう道と連携を図ります。〔保健福祉部、総務部〕

(イ) 市は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に国、道や上川北部医師会、事業者、学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者の態勢や未発生期接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。〔総務部、保健福祉部、教育委員会、市立病院、市民部〕

(6) 医療

市は、道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制等に協力します。〔保健福祉部、消防本部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

ア 物資、資材の備蓄について

【2-1 未発生期】

(ア) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備します。〔総務部、保健福祉部〕

イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

(ア) 市は、道と連携し道内感染期において生活支援が必要とされる高齢者、障がい者等の要援護者の範囲を決定します。〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて具体的支援を検討します。〔総務部、保健福祉部、市立病院〕

ウ 火葬能力等の把握

(ア) 市は、道とともに火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握、検討を進めます。〔市民部、総務部〕

2-2 海外発生期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。 2 市内発生に備えて体制の整備を行います。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置を取ります。 2 対策の判断に役立てるため、国、道などを通じて海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 3 海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。 4 国内発生および市内発生を遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、道内、市内発生に備え、市民生活、経済安定のための準備、予防接種の準備等、体制整備を急ぎます。

(1) 実施体制

ア 本市の体制強化等

(ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。〔全庁〕

(イ) 市は、国、道から情報収集を行うほか、上川北部医師会、市内医療機関等と情報共有、連携強化を図ります。〔保健福祉部、市立病院〕

(ウ) 市は、国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、行動計画に基づく準備をします。〔全庁〕

【2-2 海外発生期】

(工) 市は、海外において罹患した場合の状況が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。〔保健福祉部〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

市は、国、道、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集します。〔保健福祉部〕

イ 道内の感染症サーベイランス

市は、学校、保育所等でのインフルエンザの集団発生 of 把握情報について積極的に情報収集し、把握に努めます。〔教育委員会、保健福祉部〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策（市内の帰国者・接触者外来、道の帰国者・接触者相談センターの設置等）などを周知します。

〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、国内発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供して、市民へ注意喚起を行います。

〔総務部、保健福祉部、市民部、関係部〕

(ウ) 市は、情報の提供に当たっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

〔全庁〕

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

〔保健福祉部〕

ウ 相談窓口（コールセンター）の設置

市は、道からの要請に応じ、新型インフルエンザ等に関する相談窓口（コールセンター）を土別市保健福祉センター内に設置し、国のQ&A等に基づき適切な情報を提供します。〔総務部、保健福祉部、市民部、関係部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 感染症の危険情報の周知等

(ア) 市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、市民に広く周知します。〔関係部〕

(イ) 市は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、道、事業者等と相互に連携して広く周知します。〔関係部〕

(ウ) 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。〔総務部、保健福祉部〕

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、国等が行うワクチンの生産等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築を進めます。〔保健福祉部〕

イ 接種体制

(ア) 特定接種

a 市は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行います。〔保健福祉部〕

b 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行います。〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

(イ) 住民接種

a 市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して接種体制の準備を行います。〔保健福祉部〕

b 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう土別市保健福祉センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を決め集中的に接種)や、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象に応じた接種体制を構築します。〔保健福祉部、市立病院〕

【2-2 海外発生期】

ウ 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に積極的に情報提供を行います。〔保健福祉部〕

(6) 医療

市は、道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。〔保健福祉部、消防本部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

市は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の順位に係わる要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。〔保健福祉部、関係部〕

イ 一時的な遺体安置施設等

市は、火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行います。〔市民部、総務部〕

2-3 道内未発生期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 2 道内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生が遅延と早期発見に努めます。 2 道内発生に備えて体制の整備を行います。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。 2 医療体制や感染拡大防止策について道と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。 3 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行います。 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 士別市新型インフルエンザ等連絡会議の開催

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は市連絡会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

〔全庁〕

イ 緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を示します。

また、緊急事態措置を実施すべき期間と区域を公示します。

〔全庁〕

【2-3 道内未発生期】

ウ 士別市新型インフルエンザ等対策本部の設置

(ア) 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。〔全庁〕

(イ) 市は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(ウ) 市は、本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。〔全庁〕

※ 士別市を含む北海道を対象とする「緊急事態措置」が発せられた場合の対応は、事項「道内発生早期」に記載します。

(2) サーベイランス・情報収集

市は、道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。また国、道等からの要請に応じ、市内の学校、保育所等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。〔保健福祉部、教育委員会〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や市内発生した場合に必要な対策等についてマスメディアの活用を基本に、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策、感染が疑われまた患者となった場合の対応（受診方法等）を周知します。

〔保健福祉部、関係部〕

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

〔保健福祉部〕

【2-3 道内未発生期】

ウ 相談窓口（コールセンター）等の体制の充実、強化

（ア）市は、士別市保健福祉センター内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口（コールセンター）の体制の充実強化を図ります。〔保健福祉部、総務部〕

（イ）市は、要援護者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや福祉課・介護保険サービス事業所等の関係機関や民生委員児童委員等と連携して周知を図ります。

〔保健福祉部〕

（4）予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に努めます。

〔保健福祉部〕

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

〔保健福祉部、総務部〕

（5）予防接種

ア 住民接種

（ア）市は、国が示す接種順位により、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図り、住民接種を開始します。

〔保健福祉部、総務部、市立病院、関係部〕

（イ）市は、接種の実施に当たり上川北部医師会等と連携して、士別市保健福祉センターなどの公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定めて集中的に接種）や、個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

〔保健福祉部、教育委員会、市立病院、関係部〕

イ 住民接種の広報、相談

市は、病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については個人の意思に基づく接種であり、市はワクチン接種の機会を確保するとともに、接種の勧奨と必要な情報の積極的な周知に努めます。

〔保健福祉部、関係部〕

ウ 緊急事態宣言がされている場合

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

〔保健福祉部、関係部〕

【2-3 道内未発生期】

(6) 医療

市は、道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

〔保健福祉部、市立病院〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、市民への呼びかけなどに努めます。

〔保健福祉部、関係部〕

2-4 道内発生早期

<p>状態：</p> <p>1 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <p>1 道内（市内）での感染拡大をできる限り抑えます。</p> <p>2 患者に適切な医療を提供します。</p> <p>3 感染拡大に備えた体制の整備を行います。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。</p> <p>2 道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携、協力し、市民一人ひとり取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</p> <p>3 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を急ぎます。</p> <p>4 住民接種を早期に開始できるよう準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</p>

(1) 実施体制

- ア 市は、道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。
〔全庁〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

(ア) 市対策本部の設置

- a 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。〔全庁〕
- b 市は、本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。〔全庁〕
- c 市は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

【2-4 道内発生早期】

(2) サーベイランス・情報収集

市は、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校、保育所等での集団発生の把握に協力します。〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して、国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等についてわかりやすく、できる限り迅速に情報提供します。

〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な情報把握を行います。

〔保健福祉部〕

ウ 相談窓口（コールセンター）の体制充実、強化

(ア) 市は、道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、土別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）体制を充実強化します。

〔総務部、保健福祉部〕

(イ) 市は、国からQ&Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。〔保健福祉部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、事業者や市民への感染対策の周知や、学校、保育施設の休校措置等への対策や取組等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、経済部、関係部〕

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。〔総務部、保健福祉部〕

ウ 緊急事態宣言がされている場合

(ア) 市は、道が、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

〔関係部〕

(イ) 市は、道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

〔保健福祉部、教育委員会〕

(ウ) 市は、道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(エ) 市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に協力します。

〔関係部〕

(5) 予防接種

ア 住民接種

(ア) 市は、国が示す接種順位により、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図り、住民接種を開始します。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(イ) 市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(ウ) 市は、接種の実施に当たり、国、道と連携して、全市民が速やかに接種できるような接種体制をとります。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

〔保健福祉部、関係部〕

(6) 医療

市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力します。

〔保健福祉部、消防本部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防策の周知や市民への呼びかけに努めます。
〔保健福祉部、経済部、関係部〕

ア 緊急事態宣言がされている場合の市の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。
〔建設水道部、関係部〕

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。
〔全庁〕

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

〔経済部、関係部〕

2-5 道内感染期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 2 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康被害を最小に抑えます。 2 医療体制を維持します。 3 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。 2 道と連携して、道が主に行う医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。 3 事業所の欠勤者の増大が予測されますが、市民生活や市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動ができる限り継続します。 4 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施します。 5 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

市は、市連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。〔全庁〕

イ 緊急事態宣言

(ア) 市は、国により緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行います。

〔全庁〕

(イ) 本市を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

〔全庁〕

【2-5 道内感染期】

(ウ) 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。〔全庁〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 市は、引き続き、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に協力します。〔保健福祉部、教育委員会〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、市民への広報を継続します。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう流行状況に応じた市内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

イ 情報共有

市は、国、道、関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。〔保健福祉部〕

ウ 相談窓口（コールセンター）等の体制充実、強化

(ア) 市は、市民からの相談の増加に備え、士別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）体制を継続します。〔保健福祉部〕

(イ) 市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

〔保健福祉部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や、公共交通機関での感染予防対策の周知及び学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

【2-5 道内感染期】

イ 市は、市民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。
〔保健福祉部、総務部〕

ア 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 市は、道と連携し、積極的に情報収集するとともに協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は道が行う、学校、保育所等や施設等に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）や感染予防対策の徹底の要請等に協力します。

〔保健福祉部、教育委員会、関係部〕

(5) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

(ア) 国が示す接種順位により、引き続き予防接種をします。

(イ) 市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

市は、住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

(6) 医療

ア 在宅で療養する患者への支援

(ア) 市は、道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

〔保健福祉部、消防本部、市民部、市立病院、関係部〕

(イ) 市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ市内の医療体制の情報提供や市民への周知等に協力します。

〔総務部、保健福祉部、市立病院、関係部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や、市民へ買占め等

【2-5 道内感染期】

をしないよう消費者としての適切な行動についての呼びかけ等に取り組みます。

〔総務部、保健福祉部、関係部〕

ウ 緊急事態宣言がされている場合

(ア) 水の安定供給

水道事業者である市は、行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔建設水道部、関係部〕

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。〔全庁〕

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

a 市は、道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔経済部、関係部〕

b 市は、道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。〔経済部、関係部〕

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

〔総務部、保健福祉部、市立病院、市民部〕

(オ) 埋葬、火葬の特例等

a 市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。〔市民部〕

【道内感染期】

- b 市は、道からの要請に応じ、国、道と連携し、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔市民部、関係部〕
- c 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において火葬または、埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市以外の市町村長による火葬または埋葬の許可等の手続きの特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。〔市民部、総務部〕
- d 市は、道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。〔市民部、総務部〕

2-6 小康期

<p>状態：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。 2 大流行はいったん収束している状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図ります。 2 第一波の収束及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

市は、新型インフルエンザ等対策本部危機管理部において情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。〔全庁〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小又は中止します。〔全庁〕

ウ 対策の評価、見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、市行動計画等の必要な見直し等を行います。〔全庁〕

エ 対策本部の廃止

市は、国において緊急事態解除宣言がなされ、本部長が必要ないと認めた時に対策本部を廃止します。〔全庁〕

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

市は、国、道、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。〔保健福祉部〕

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 市は、引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。〔総務部、保健福祉部、関係部〕

(イ) 市は、市民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。〔保健福祉部、関係部〕

イ 相談窓口（コールセンター）等の体制の縮小

市は、国、道からの要請を踏まえて、土別市保健福祉センターに設置した相談窓口（コールセンター）から通常の相談体制へ戻します。〔保健福祉部〕

(4) 予防・まん延防止

ア 市は、国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について市民に周知します。〔保健福祉部、経済部、関係部〕

イ 市は、市民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。〔総務部、保健福祉部〕

(5) 予防接種

ア 住民接種

市は、流行の第二波に備えて、新臨時接種を進めます。〔保健福祉部、市立病院、関係部〕

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国、道と連携して、第二波に備えて、特措法に基づく住民接種を行います。〔保健福祉部、市立病院〕

(6) 医療

市は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請に応じ協力します。

〔保健福祉部、関係部〕

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

市は、道等と連携し、食料品、生活関連物資の価格の高騰や、買占め及び売り惜しみが生じない様に事業者に引き続き要請します。また、市民へ買占め等をしないよう消費者としての適切な行動についての呼びかけ等に取り組みます。

〔保健福祉部、経済部、関係部〕